

六 軍事大国

- 一 「軍事大国」という言葉は、法令上の用語ではなく、その明確な定義をすることは難しいが、一般には、アメリカ及び旧ソ連のように強大な軍事力を持った国家のことを意味するものとして用いられている。
- 二 また、我が国は、憲法第九条により、自衛のための必要最小限度の実力の保持しかできないと解されているが、憲法に違反し、その範囲を超える実力を持つようなことになれば、軍事大国というべきものに相当するというような意味で使われることもある。

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭五二・一〇・一七〕
福田 内閣総理大臣 答弁

- 市川委員 総理は八月十八日、ASEAN歴訪の最終地マニラにおきまして、・・・三つの原則をマニラ声明の中で明らかにされたわけです。・・・この中の第一として、日本は軍事大国にならないということを決意している、こういう言葉があるわけですが、総理がおっしゃっている、日本は軍事大国にならないとう、この軍事大国というのは何かはっきりとした原則をお持ちなのかどうか。基準をお持ちなのかどうか。
- ・・・
- 福田内閣総理大臣 わが国が平和国家であるということは、もう大方の世界じゅうの国が理解しておると思うのです。しかし一部に、経済大国はもう当然というか、流れといたしまして自然に軍事大国化していく

ものだという歴史も一方にあるわけです。その歴史的な流れを踏まえまして、いすれば日本の国は経済大国にとどまらぬ、経済大国を踏まえて軍事大国化するのではないかというような見方をする人があるわけなんです。・・・東南アジア諸国を旅行した、この機会に、これを東南アジア隣組の皆さんに誤解がないように、また同時に、世界全体といったしましても正しくわが国の立場を理解するよう、「さように考えまして、マニラで発言をした、その第一項目として日本は再び軍事大国にはならぬ、こういうふうに宣言をしたわけなんですが、軍事大国にならぬということはわが国の憲法でちゃんと決まっております。その憲法ののりを越えぬということになります。すなわち、わが国は自衛力は持つ、持つけれども、他国を脅威するようなあるいは他国を侵略するような、そういう軍備は持ちません、こういうことでありまして、軍事大国というのはどういう限界かというお尋ねでありますれば憲法の規定に従う、こういうことでござります。

○市川委員 ・・・いまの世界で総理が軍事大国だと認識されている国はどんな国がござりますか。どうですか。

○福田内閣総理大臣 まあ常識論でございますが、米ソ両国のときは軍事大国じゃないか、かように思いました。

[参・安保、沖縄・北方特別委 昭五五・一〇・一一四
大 村 防 衛 庁 長 官 答弁]

○國務大臣（大村襄治君） 軍事大国という言葉につきましては、いろいろ用いられている例があるかと思うのですが、先生が御指摘になりましたような強大な軍事力を擁している国（注 米ソだけと指摘している。）が、いわゆる軍事大国ということになるのではないかと思うわけでござります。

そこで、わが国は御指摘のように専守防衛の原則に基づき、わが国の自衛のために必要な限度内の防衛

力を保持することとしておるのでございますが、この範囲を超えて他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるような防衛力を保持し、あるいはそれを背景にして外交政策をとるようなことが万一あれば、それはあるいは軍事大国というものに相当するかも知れないと思うのでござりますが、もとよりわが国といたしましてはそのようなことは全く考えておらない・・・

〔参・本会議 昭五六・一・三〇〕
鈴木内閣總理大臣 答弁

○國務大臣（鈴木善幸君）・・・わが国の防衛のため必要とする範囲を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持することになれば、それは軍事大国と言つべきものであります、わが国が目指しているところでないことはたびたび申し上げておるところでございます。・・・

〔参・予算委 昭五六・三・一九〕
角田内閣法制局長官 答弁

○堀江正夫君 ・・・軍事大国って何だと。これはひとつまず法制局長官、概念規定をお聞かせください。
○政府委員（角田禮次郎君） 軍事大国という言葉は、もう専守防衛以上に政治的と申しますか、非法律的な用語でございますから、私はとても定義はできませんが、あえて申し上げれば、憲法の九条というものでわが国は自衛のため必要最小限度の武力行使しかしないし、またそれに相応する必要最小限度の実力の保持しかできないのだと、そういうことが憲法九条の解釈として言われておりますから、それと相反するような防衛力を持つというようなのが、恐らく軍事大国という意味で使われているのだろうと思います。